

(案)

## 令和7年度江東区特別職報酬等審議会答申

### 1 はじめに

江東区特別職報酬等審議会（以下「本審議会」という。）は、令和8年1月9日に、江東区特別職報酬等審議会条例第2条第3項の規定に基づき、江東区長から特別職の報酬及び給料の額（以下「報酬等の額」という。）の適否についての諮問を受けた。

本審議会は2回の会議を開催し、各委員が、本区各界の代表者として、公平な立場で、広範な視点から諮問事項について活発な意見交換を行った。また、審議については、提出された資料に基づき本区の行財政運営の現状、報酬等の改定の経緯、他区の状況等を勘案し、多面的かつ慎重に進めた。

### 2 特別職報酬等の基本的な考え方

本審議会は、特別職の報酬等の額は次の3つの原則に基づき決定されなければならないと考える。

- (1) その職責の重要性に見合ったものであること。（職務と責任の原則）
- (2) 一般職の給与及び他区の特別職の報酬等の額との均衡を図ったものであること。（均衡の原則）
- (3) 社会経済情勢や区の財政状況等を踏まえたものであること。（情勢適応の原則）

### 3 特別職の職責について

本区の人口は、令和6年に54万人を突破し、今後も増加が見込まれている。こうした中、特別職のうち区長及び副区長は、今日の複雑・多様化する区民ニーズに対し的確かつ迅速に対応するため、より高度な判断力と実行力が求められており、その担うべき役割と職責は一層重要性を増している。

教育長については、教育委員長の職務と統合されて以来、教育行政について大きな権限と責任を担っており、こどもたちを取り巻く環境が目まぐるしく変化し続ける中、多様な教育ニーズに合わせたきめ細かな教育施策の推進がより一層求められている。

また、区議会議員においても、区政課題解決のため、これまで以上に各種施策に係る調査研究や区

民ニーズの把握等、広範にわたる議員活動が求められるとともに、区的意思決定と行政のチェックを行う機関として、その役割と職責の重要性は増している。

発展を続ける本区においては、人口増加に伴う行政需要の高まりへの対応はもとより、地下鉄8号線延伸に伴う魅力あるまちづくりや災害に強いまちづくり、子育て、福祉、ゼロカーボンシティ江東区の実現に向けた取り組み、物価高対策など、取り組むべき課題は年々増加している。

このような様々な喫緊の課題に対し、的確かつ迅速な対応と判断を求められる特別職の職責は、極めて重大であることも勘案し、審議を行った。

#### 4 改定をめぐる諸状況について

特別区の一般職の給与については、特別区人事委員会の勧告に基づき各区の条例で定めているところである。令和7年の同勧告では、月例給については初任給及び若年層に重点を置きつつ、すべての級及び号給で引き上げ、公民較差3.8%の解消を図るとともに、特別給（期末・勤勉手当）については年間支給月数0.05月の引き上げ勧告がなされ、本区においても勧告どおり改定が行われたところである。

一方、本区の特別職の報酬等の額については、平成29年度以降、据え置かれた状況が続いてきたが、今年度の他区における特別職の報酬等の改定状況を見ると、1区で据え置きがされているものの、それ以外の21区では月例給及び期末手当の引き上げの答申がされたところである。

また、令和7年6月1日時点での年収の額について、他区の特別職と比較をすると、区長については上位から17番目、その他の役職では14番目から21番目となっており、特別区の中では中位から下位に相当する水準にある。

日本経済の状況は、昨年12月に内閣府が発表した月例経済報告によると、景気の先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要であるとされている。加えて、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとされている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要があるとされている。

一方、本区の財政状況については、歳入の根幹を成す特別区税や特別区交付金は、堅調な推移を見せている一方、ふるさと納税による減収拡大や国による税源偏在是正措置による影響に加え、物価高騰の影響等による景気の先行きは不透明であり、今後中・長期的に歳入環境を楽観視できる状況ではない。

また、歳出面でも、物価高騰への緊急支援策や防災・減災対策、子育て支援の拡充など、行政需要の高まりを踏まえると、本区の財政運営は依然として予断を許さない状況にある。

## 5 結 論

以上により、報酬等の額の適否については、特別区人事委員会勧告の内容とともに、本区の財政規模や区長の実績、本区報酬等の改定の経緯のほか、他区の改定状況を踏まえ、報酬等の額を改定する必要があると判断した。

改定率については、これまで改定を見送っていた分も遡って補填するべきではといった意見もあったものの、今回の答申にあたっては、令和7年の特別区人事委員会勧告を考慮し月額を3.8%引き上げることとした。

また、期末手当においては、審議事項には含まれていないものの参考として意見交換を行い、0.05月引き上げることが妥当であるとの結論に至った。

なお、報酬等の額及び実施時期については、以下のとおりとする。

### (1) 報酬等の額

区 長	1,200,000円	(43,000円増)
副 区 長	959,000円	(35,000円増)
教 育 長	839,000円	(30,000円増)
議 長	959,000円	(35,000円増)
副 議 長	826,000円	(30,000円増)
委 員 長	696,000円	(25,000円増)
副 委 員 長	663,000円	(24,000円増)
議 員	633,000円	(23,000円増)

(2) 期末手当

3. 71月(0.05月増)

(3) 実施時期

令和8年4月1日

6 おわりに

本審議会は、区長の諮問を受けた委員としてその職務の重要性を深く認識し、広範な視点から慎重かつ誠実に審議を行った。その結果、区政の現状の中で、特別職における職責の重要性及びその他の諸事情を十分に考慮し、以上のような結論に至ったところである。

特別職各位におかれては、今後とも区民の信頼と負託に応え、簡素で効率的な区政運営と円滑な議会運営を通じて、区民福祉の向上に向けて、これまで以上に尽力されることを期待するものである。